

教育委員会制度が変わります

今回の改正点は、「教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長(町長)との連携強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る」ことを目的としています。次の4点を柱に法改正されます。

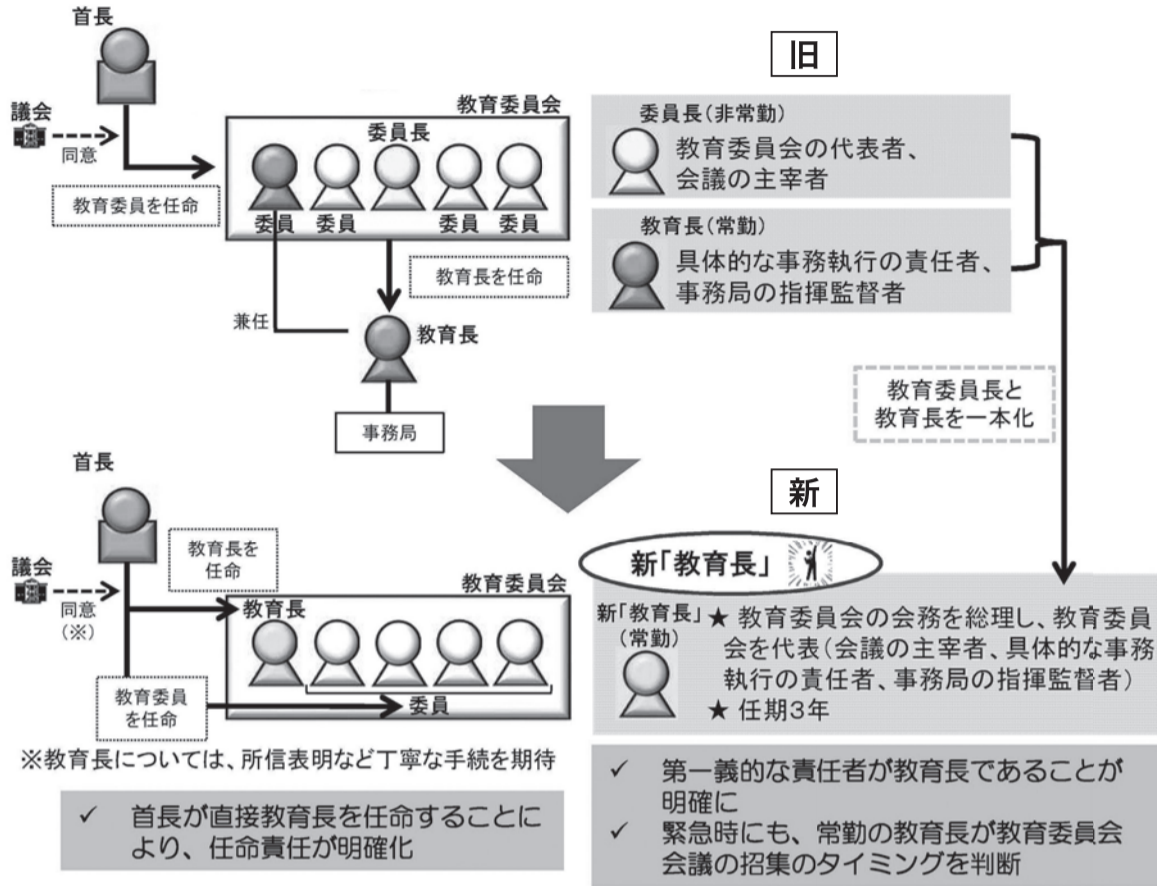
Point2

新「教育長」へのチェック機能の強化と会議の透明化

(ただし、現在の教育長の任期までは現行の制度)

新「教育長」の事務執行に対して、合議体の教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員から会議の招集を求めることができるようになります。また、新「教育長」は、教育委員会規則により新「教育長」に委任された事務の管理・執行状況を

報告することになります。これは、現行制度でも法律に基づき、教育委員会の活動状況を「教育委員会の点検・評価報告書」として、町議会に提出・説明するとともに、町ホームページで公表しています。



出典：文部科学省『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)』より

そのため、当町では教育委員会制度が改正されても現在の教育長の任期(平成29年12月19日)までは、現行の制度が適用されます。

現行教育委員会制度における教育長と教育委員長の役割を一本化した新「教育長」を置くこととなります。新「教育長」は、「教育長」教育委員長として、教育委員会の会務を総理し教育委員会を代表することになり、任期は3年となります。他の教育委員の任期は、現行どおり4年です。

Point1

教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

(ただし、現在の教育長の任期までは現行の制度)

Point4

4月1日から教育に関する「大綱」を町長が策定

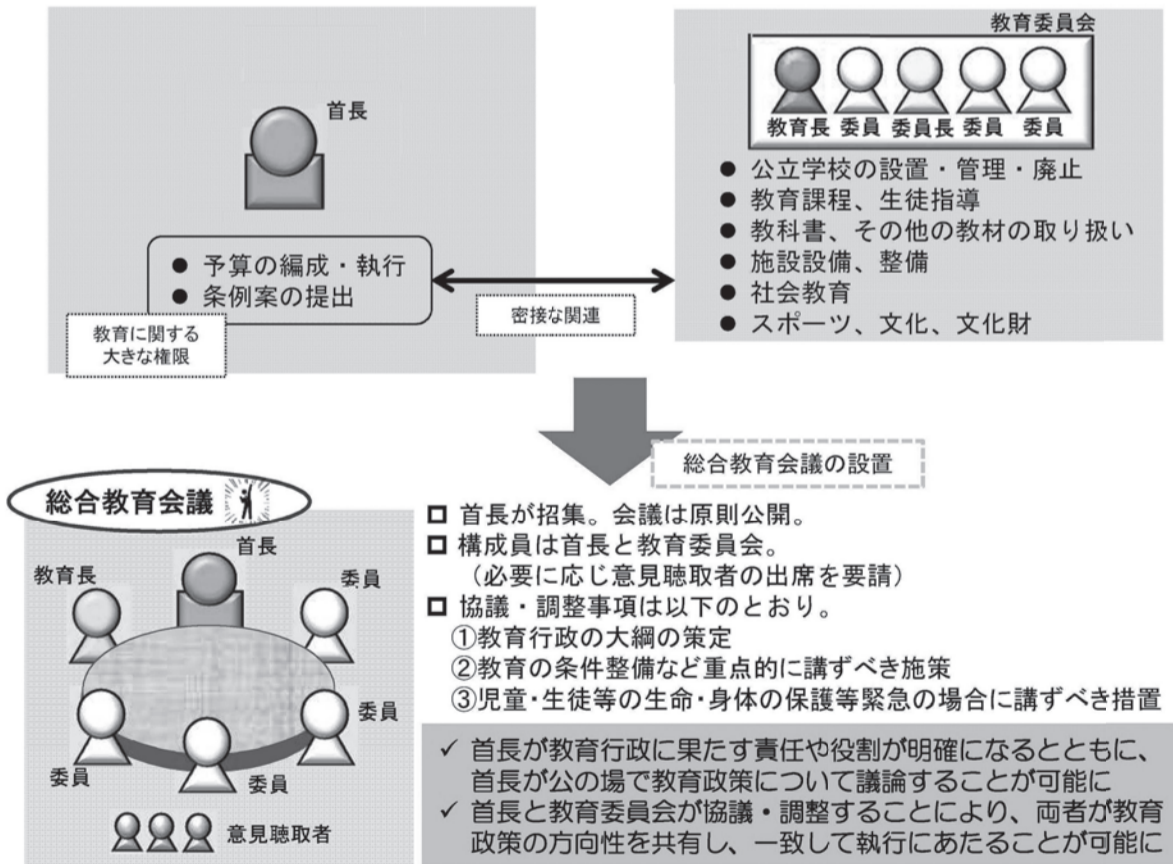
町長は、「総合教育会議」において、教育委員会と協議し、大綱を定めることとなります。大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針であり、町長と教育委員会は、

策定した大綱をもとに、それぞれ所管(町教育委員会)とする事務を執行することになります。

【問い合わせ】教育課 学校教育係 ☎(83)7023

Point3

4月1日からすべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置



(図1)

出典：文部科学省『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(概要)』より



↑現在の教育委員会

町長は、新たに「総合教育会議」を設けることとなります。会議は、町長が招集し、町長と教育委員会(教育長及び教育委員)により構成されます(上の図1参照)。町長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策等について、協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有化して執行にあたることとなります。